

作成日 平成 23 年 4 月 1 日
有効期限 平成 24 年 3 月 31 日

介護居室（ケアセンター）入居に係る説明書

※この説明書は、「有料老人ホーム入居契約兼指定特定施設等利用契約重要事項説明書」を補完するものです。重要事項説明書と併せてご覧下さい。

1. 入居条件

- (1) 身体機能の低下または認知症などにより、常時介護を必要とされる介護保険において要介護 1 以上の認定を受けておられる方
- (2) 満年齢が 65 歳以上の方
- (3) 健康保険に加入されている方
- (4) 他の入居者に伝染する疾病（感染症）に罹患されていない方
- (5) 自傷・他傷の恐れのない方
- (6) 身元引受人を立てることのできる方。（認知症などによりご本人の判断能力が不十分な場合には法定代理人が必要となります）
- (7) 毎月の利用料のお支払いが可能な方

2. 入居時までにお支払い頂く費用

- (1) 入居一時金（家賃相当額に充当）
1, 765 万円（60ヶ月均等償却）
使途：ケアセンターひまわりの専用居室、共用施設及び本館共用施設の利用のための家賃相当額に充当
- (2) 介護費用の一時金（全ての入居者による相互扶助金）
195 万円（60ヶ月均等償却）
※ 内訳は費用設定時の長期推計額
内訳：①要介護者等への人員過配置サービス費 172 万円
②介護者等への個別選択サービス費 23 万円

合計 19,600,000円

3. 入居後毎月お支払い頂く費用

- (1) 管理費 57,880円
- (2) 月払い介護費 100,000円
- (3) 食費 66,300円
- (4) 介護諸雑費 16,000円(紙おむつ代は実費)

合計 240,180円

4. 介護保険に係る利用料

平成18年4月より特定施設においても住所地特例が適用されることになり、京都市以外から京都市へ転入された場合は、介護保険法により定められた介護保険給付の1割分を自己負担して頂くこととなりますが、介護保険料につきましては、ご入居前のご本人の住民基本台帳があった自治体の定める介護保険料を、当該自治体に対して納めていただくこととなります。

5. その他の費用

- (1) 居室内の電話代（内線電話については料金不要）・新聞購読料
- (2) 協力医療機関を含む医療機関の受診料
- (3) 協力医療機関以外の医療機関への付添い時の交通費（実費）
- (4) 美容代
- (5) レクリエーションへの参加費（実費）

6. 解約時の返還金

- ・ 当ホームでは初期償却は一切せずに、入居一時金及び介護費用の一時金ともに全額を60ヶ月で均等償却致します。
- ・ 入居一時金及び介護費用の一時金は下記の計算式により計算し、3ヶ月以内に返還致します。尚、返還金には利息はつきません。

$(\text{入居一時金} + \text{介護費用の一時金}) \times (60\text{ヶ月} - \text{入居月数}) / 60\text{ヶ月}$

- ・ 入居期間が60ヶ月を超える場合には、追加費用の徴収は行いませんが返還金はありません。

詳細についてのお問い合わせ先

「ライフ・イン京都」事務局

フリーダイヤル 0120-406140

ケアセンターひまわり居室(平面図)

